

# 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 土居 昌弘

## 1 日 時

平成28年12月8日（木） 午前10時00分から  
午前11時21分まで

## 2 場 所

第3委員会室

## 3 出席した委員の氏名

土居昌弘、木付親次、御手洗吉生、後藤慎太郎、小嶋秀行、河野成司、佐々木敏夫

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

藤田正道、森誠一

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

農林水産部長 尾野賢治 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第105号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第106号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 水産研究施設等の見直しについて及び高病原性鳥インフルエンザへの対応について、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 姫野剛  
政策調査課調査広報班 主査 上田雅子

# 農林水産委員会次第

日時：平成28年12月8日（木）10：00～  
場所：第3委員会室

## 1 開 会

## 2 農林水産部関係

10：00～11：30

### （1）合意議案件の審査

第106号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

### （2）付託案件の審査

第105号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）

（本委員会関係部分）

### （3）諸般の報告

①水産研究施設等の見直しについて

②高病原性鳥インフルエンザへの対応について

### （4）その他

## 3 協議事項

11：30～11：40

### （1）閉会中の継続調査について

### （2）その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**土居委員長** ただいまから、農林水産委員会を開きます。

本日は、委員外議員として藤田議員、森議員に出席いただいております。

委員外議員の質疑は、進行状況を勘案しながら進めてまいりますので、委員外議員の皆さんがあらかじめご了承をお願いします。

本日、審査いただく案件は、今回付託を受けました議案1件及びほかの委員会から合い議のありました議案1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、総務企画委員会から合い議がありました、第106号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**光長農地活用・集落営農課長** お手元の農林水産委員会資料の1ページをお願いいたします。

第106号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、農林水産部所管部分についてご説明いたします。

県では地方自治法及び本条例に基づき、農地法で知事の権限に属するとされる事務の一部を市町村に移譲しておりますが、今回新たに宇佐市から権限移譲についての同意があつたことから、条例の改正を行うものです。

1の特例条例の改正内容をごらんください。移譲事務の内容は、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可権限や、農地法第51条第1項の規定に基づく違反転用者に対する処分の権限等になります。

農地に係る規制については、昨年度の農地法改正により、県への権限移譲が進み、農地転用に係る県の許可権限が、2ヘクタール以下から4ヘクタール以下まで拡大されました。この変更に伴い、市町村の意向を伺い、昨年度中に津久見市など、既に2ヘクタール以下の権限が移譲されていた3市町村において、4ヘクタール以下への変更が行われています。これに今回宇佐市が新たに加わります。

本改正につきましては、平成29年4月1日に施行したいと考えており、改正後の市町村ごとの事務処理区分は2の表のとおりとなります。

県としましては、引き続き農地法の適正な運用が図られるよう、移譲を受けた市町村に対する研修など、事務処理体制の充実に向けた支援を行うとともに、権限移譲を受けていない市町に対しましても、体制の充実と移譲についての働きかけを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

**土居委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見はございませんか。

**小嶋委員** 単純な質問で済みません。星取表がありますけど、この丸のついていないところはまだ全然権限が移譲されていないという理解でいいですかね。

**光長農地活用・集落営農課長** そのとおりでございます。現在、移譲が行われるのは、丸のついている宇佐市を含めて8市町村になります。項目ごとに移譲事務の項目もつけております。

**小嶋委員** 2ヘクタール以下のところは、これから4ヘクタール以下に変える意思があるのかということと、あと、大分市を含めて9市町村ぐらいがまだできていないということなんでしょうけど、これはあくまでも市町村の意思ということですか。それとももう県が常々移譲しましようよという話をしているのでしょうか。

**光長農地活用・集落営農課長** 1点目の2ヘクタール以下のところが4ヘクタール以下へという点でございますが、今回4月1日から改正をいたしまして、4ヘクタール以下で受けていただけませんかという話をいたしましたところ、津久見市、姫島村、日出町の3市町村が受けたと。残りの4つの市につきましては、現状のまま2ヘクタール以下で今はいかせてくださいということで、今後の協議ということになると思います。

それから、それ以外の市につきましては、いつからというより、働きかけをして、市町の同意を得た上でということになります。今、それぞれの市町で検討しておるところもございます。また来年以降ふえていく可能性もございます。

**小嶋委員** わかりました。

**土居委員長** ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

**土居委員長** 委員外議員の皆さん、質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

**土居委員長** ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**土居委員長** ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

まず、第105号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**尾野農林水産部長** お手元の資料の2ページをごらんください。

平成28年度大分県一般会計補正予算案（第5号）のうち、農林水産部関係分についてご説明いたします。

補正予算案では、本県にとって重要な課題である中山間地域の農業者所得の向上や防災・減災対策の強化等に向け、国の第2次補正予算を積極的に受け入れ、（1）予算額の表側部、予算額の左から3列目の第5号補正にありますとおり、30億2,730万4千円を計上したところです。その結果、既決予算額と合わせた補正後予算額は、620億9,121万6千円となっています。

このほか、マリンカルチャーセンターの指定管理に係る債務負担行為や、国の補正予算の受け入れ等に伴う繰越議案を提出させていただいております。

個別の事業につきましては、担当課長からご説明いたします。

**山本農村基盤整備課長** 同じページの（2）事業の概要をごらんください。個別の事業について説明いたします。

まず、中山間地域の所得向上対策です。これは、中山間地域における農業者の所得向上を図るため、収益性の高い農畜産物の生産・販売等に向けての計画を策定する市町村を支援するとともに、計画に基づく基盤整備や、生産や流通施設の整備等を一体的に支援するもので、国が新たに設けた制度でございます。

本補正では、希望のありました3地区、竹田市荻地区、九重町飯田地区、玖珠町玖珠地区に係る事業費を計上しております、表の左に番号を振っております。この1には、計画策定経費として1地区当たり定額で500万円、合計で1,500万円を、2番から5番に計画に基づく事業費として総額9億6,512万2千円を計上しております。

各地区的事業計画ですが、荻地区については、トマト栽培の規模拡大を図るため、2番の事業で低コスト耐候性トマトハウス6棟を、5番の事業で畠地かんがい用のパイプラインを整備いたします。

飯田地区では、特別栽培米の品質向上と収量確保を図るため、9月補正で計上した米の乾燥調整施設の整備にあわせ、4番の事業でイノシシ等の獣害を防止するための防護柵の整備を行います。

玖珠地区では、繁殖雌牛等の増頭と飼料用稻の増産による耕畜連携を目指しています。これに向けて、3番の事業で牛舎1棟を整備するとともに、4番の事業で防護柵の設置、5番の事業で水田の暗渠排水の整備を行うこととしております。

続きまして、その他公共事業であります。

まず、6番の経営体育成基盤整備事業1億2,820万5千円です。この事業は、経営規模の拡大等を通じた農業の競争力強化に向け、圃場の整備を実施するものでございまして、宇佐市宇佐地区において圃場の大区画化を、国東市池ノ内地区で省力化のためのパイプラインの整備を行うこととしております。

その下、危険ため池緊急整備事業等15億7,212万3千円です。

このうち危険ため池緊急整備事業は、頻発する自然災害に備えて、県内2,150カ所のため池のうち、老朽化等により危険性が高まっているものから順次対策を行っています。本補正では、国東市の鷺野尾池など20地区のため池改修工事の早期完成を図ります。

その下の農業水利施設保全合理化事業は、農業用水の安定供給と維持管理費の軽減のため、農業水利施設の整備を行うものでございます。

本補正では、豊後大野市と竹田市が受益地の富士緒地区において取水門の改修・電動化を行うなど、22地区で素掘水路トンネルの改修やコンクリート水路の更新等を行います。**樋口森林整備室長** 続きまして1番下の8番、造林事業3億4,685万4千円でございます。

この事業は、森林所有者が実施する保育間伐や森林作業道の整備、主伐後の再造林等に対する支援を行うもので、国から当初予算額を上回る内示をいただきましたことから、今回増額補正を行うものです。

**窪田漁業管理課長** 説明資料の3ページをお願いいたします。

今回、マリンカルチャーセンターの指定管理に係る債務負担行為予算を提出させていただいています。現在検討している、施設の見直しの背景等も含めご説明申し上げます。

まず、当該施設の現状ですが、1の対応すべき課題に記載しておりますとおり、3つの課題があると考えています。

その1つ目は、利用者の変化です。（1）の①にありますように、開館時やマンボウ公開開始時には18万人の利用がありましたが、レジャーの多様化に伴い近年は利用者数が10万人前後にとどまるなど減少傾向にあります。また、②にありますとおり、団体利用の中心となる学校利用においても、社会教育に特化した施設でないこともあり、使いづらいとの指摘もあります。

2つ目の課題は運営収支の問題です。（2）にありますとおり、県から毎年8千万円の支出を行っておりますが、それでもなお、赤字が常態化しています。

3点目は施設の老朽化です。（3）にありますとおり、来年に築後25年を迎える当該施設は、施設機能の維持だけでも今後5年間で約6億円の保全費用が見込まれております。

こうした課題を踏まえ、県としましては、これまで多くの県民に利活用されてきましたこの施設が、引き続き活発に利活用され、また県南地域の活性化にこれまで以上に貢献できるよう、施設のあり方を抜本的に見直すこととしています。

そのために2にありますとおり、民間事業者から広く利活用に関する提案を募集したいと考えています。また、募集の際に意欲的な提案が受けられるよう、佐伯市と協力した支援についても検討を行っています。

3には来年度の運営の方針をお示ししております。民間事業者からの提案を募集していることに加え、学校等から来年度の予約を既に受け付けていますことから、来年度は引き続き指定管理者による運営を行うものの、期間については平成30年3月までの1年間としたいと考えております。

このため、次のページの上の今回提出議案にありますとおり、本議会に来年度1年間の契約予定額として1億636万6千円の債務負担行為議案を提出しております。

委託料算定の考え方は下の図にまとめています。これまで広く県民にサービスを提供するため、低廉な利用料金を設定している社会教育事業については、収支差額分を県が支出してきましたが、下段にありますとおり、今回は1年間という短期間であるため、民間事業者の創意工夫の発揮が困難なことから、これまで独立採算制をとっていた県民レクリエーション、観光事業についても積算の対象に加え、過去3年間の総事業に係る収支差額の平均を補填するという考え方で積算しております。

また、1番下の二重丸にありますとおり、指定管理者の選定方法につきましては、通常は公募によりますが、厳しい運営状況であることに加え、1年間という短期間の指定管理であることや施設の方向性が不透明であることで、指定管理を希望する新たな事業者の参入が見込めないことから、現在の管理者への継続要請を中心に据え、大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例で定められている任意指定の手法をとりたいと考えています。

以上で今回の説明を終わりますが、相手先が決定した際には改めて年明けの第1回定期会で指定議案として提出したいと考えていますので、よろしくお願いします。

以上で予算案の説明を終わります。

**土居委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

**河野委員** お伺いしたいのがですね、2ページの下から2番目、危険ため池緊急整備事業等で、先ほど県内2,150カ所中の緊急度の高い順に改修を進めるというお話をあったわけありますけれども、農業土木を含めて、公共事業関係の事業費の配分については、例えば、振興局ごとに一定の配分枠ということをよく聞いたりすることもあるわけなんですが、こういった緊急整備、いわゆる老朽化の著しいものから、危険度の高いものからというお話のあったときに、全県的に箇所づけをするときに、その危険度の判定については全県一律、いわゆる地域枠とかいうことがなくって判定をしているのか、一定程度、いわゆる工事費等について地域の配分枠というものを持っていらっしゃるのか、その点についてお聞かせください。

**山本農村基盤整備課長** ため池につきましては、直近で言いますと、平成25、6、7と、2,150カ所、全箇所のため池一斉点検を行いました。その中で、地震の関係で安全性が詳細調査をしないと確認できないもの、洪水の関係で詳細調査をしないといけないものという方がございます。

先ほど委員が言われましたように、全県的なことで当然同じ基準で判定をしておりますので、当然その優先順位というのは、全県一律の同じ基準で新規の採択に向けて調査をやって事業を実施するというふうにしておるところでございます。

地区の事業採択につきましては、地区の配分等を振興局レベルでということは考えておりません。

**河野委員** 確認ですけども、今おっしゃられたのは、全県一律の基準によって、危険度に応じた順位づけをするということで、いわゆる振興局単位の予算配分の枠みたいなものはないということでおろしいわけですね。

**山本農村基盤整備課長** 委員のおっしゃるとおり、振興局ごとに、特に事業費の枠があるということではございません。

**御手洗委員** ちょっと関連しますけれども、この7番について20カ所、あるいはその下の農業水利施設保全合理化事業、22カ所ありますけれども、その資料を出してもらえますか。

**山本農村基盤整備課長** 読み上げてもいいんですが、後ほど。

**御手洗委員** それと、引き続きマリンカルチャーセンターなんですが、この2事業提案の募集なんですが、佐伯市と協力をということで、必要な支援というのはどの程度の、要するにここに5年間で6億円の保全費用が見込まれる、こういうのも含まれた上の支援という解釈でいいんですか。

**窪田漁業管理課長** 佐伯市との支援につきましては、現在検討しているところでございます。まだ具体的には決まっておりません。

**尾野農林水産部長** 実はこれから民間の事業者の企画を募ろうと思っておるんですけども、運営形態が全く今のところ想定されておりません。現在は県の施設で指定管理をするという形です。

月曜日の一般質問で知事の答弁にありましたように、譲渡も前提とするし、県の財産ではあるけれども、行政目的を持たずに普通財産として貸し付けるという、つまり指定管理ではない貸し付けの方法というのも想定されるし、今のとおりの行政財産として持って指定管理で運営を任せること、つまり、要は運営の形態がまだ全く想定のどれになるのか

わからない、どういう支援ができるのかというのが、実はまだなかなか想像がつかない。

ただ、金額的に言いますと、例えば譲渡をするということになれば、あれを今取り壊しをすると概算で大体約6億円かかると思っています。ですから、そういうものが1つの目安になるのかな、もちろん今の財産価値を鑑定する必要がありますが、それを差し引いて、そうしたものが1つの目安になるかなというふうには思っております。

**御手洗委員** 場合によっては、公募をしたけれどもいらないという場合があるんですよね。ですから、そういうことを含めての、あった場合の支援ということでいいんですよね。

**尾野農林水産部長** はい。

**木付副委員長** 2点お尋ねします。2ページの鳥獣被害の総合対策事業ですが、これ定額のメートル当たり1,075円になっていますけど、これイノシシと鹿の防護柵というのは一緒だったですかね、その点をお願いします。

**藤本森との共生推進室長** この防護柵につきましては、イノシシ、それから鹿にも対応できるワイヤーメッシュ柵を想定しております。

**木付副委員長** わかりました。どうもありがとうございます。

2点目は、8番の造林事業です。今度は220キロメートルの路網整備を計上しておりますけど、この路網整備、要望は結構多いと思うんですが、これでどれぐらいの要望に対する割合というんですかね、どれぐらいになるかわかりますでしょうか。

**樋口森林整備室長** 28年度当初205キロメートルの計画をしておりましたので、当初と同程度の要望に対するだけ、100%増えらいのイメージです。ただしこの路網というのはいわゆる森林作業道のほうでありまして、林業専用道とは異なります。

**木付副委員長** わかりました。ありがとうございます。

**小嶋委員** マリンカルチャーセンターの件なんんですけど、窪田課長からいつも連絡があつて詳しくお話を伺っているんですけど、直接お会いしてということじゃなかったので、きょうはもともとマリンカルチャーセンターの設置の目的が何だったのかということをもう1回改めてお伺いしたいのと、これを設置するときに、25年前に農水省、漁業管理課がやっているから農水省の補助があつているとすれば、その売却をするとかいう場合には、その補助については、なければ別にいいんですけど、あればそれらについての処理は大丈夫かということですね。

それから、先ほど御手洗委員も言っていましたけれども、仮に民間からの提案ということがなかつた場合には、どういう運営体制になるかということですね、その点をお聞かせください。

**窪田漁業管理課長** まず1点目の設置目的ですが、昭和57年に大分県が策定したマリノポリス構想に基づいて、海洋レジャーの中核的施設として建設したものであります、目的としては日豊海岸の優れた自然環境を生かして、海洋に関する学習活動、スポーツ及びレクリエーションの場を提供し、海洋に関する県民の理解を深めるとともに、健康で文化的な生活の向上を図ることを目的としております。

それから、2番目の補助についてですが、たしか……

**尾野農林水産部長** 県単独でつくっておりまして、当時、地方債を使っております。償還済みであります。

**窪田漁業管理課長** 公募がなかつた場合ということですが、公募したら多くの方にこうい

う募集をしていますということで周知して、できるだけそういう提案があるように努力したいと思っております。

**小嶋委員** ありがとうございました。目的そのものはすごく理想的な話ですが、25年たってその目的が達成されたということではなく、利用者が少なくなったということが引き金でこういう状況にあるということからすると、当時、これを賛成だと言った議員さんたちに申しわけないなという思いがないことはないんですが、ありようとして本当にこれがいいのかなという疑問は拭えません。

それで、やっぱり25年間、営業マンがいるわけじゃないんで、なかなかその目的を達成するための、それを普及するとか、あるいは皆さんに広めるとかいうことが取り組みとしてはなかったのかもしれません、途中の指定管理者制度になった時点では、そのことに対する多少の期待はあったのかもしれないと思うんですけども、私は、この学校現場から使いづらいとの指摘があるということの改善などを行いながら、現行の制度でやっていくように努力をするということにしないと、もともと目的が目的なので、その目的がもう全く関係なくていいよというふうになると、この施設のつくり方そのものも今後県として抜本的に考え方直していく必要が出てくるんじゃないかなと、このように思ったりしますけど、その点についていかがでしょうか。

**尾野農林水産部長** おっしゃるとおりと思います。当時の時代背景を考えますと、ちょうどバブルもあり、当時リゾート法という法律もできまして、全国でそうした機運が高まっていたという時代背景もあったと思います。

そして、もう1つは、当時は県内各地の均衡ある発展ということの1つとして県南地域についてはマリノポリスというような名前をつくり、そして、その拠点の施設としてこのマリンカルチャーセンターをつくったということです。

今、窪田が申し上げたのは条例上の設置目的でありますけれども、仮に民間からの提案があり、譲渡または行政目的をなくして貸し付けるということになると、新たな使い道ということになっていこうと思うんです。ただ、ロケーション上、雄大な海に面したああいう施設ですから、海との関連なくした企画というのは多分ないというふうに思っております。なかつたらどうするのかと、実は我々も1番それが心配なんですけれども、これは知事含めてトップセールスでいろんなところに今かけ合うというか、話を持ち込んでいます。興味を持ってくれそうなところもありますが、年明け以降、そうした募集をしてやっていこうというふうに思っております。

**後藤委員** 関連して、マリンカルチャーセンターについてお尋ねしたいんですけど、来るか来ないかわからないんですけど、例えば、南海トラフ地震なんかが来たときに、僕は個人的に何もしないほうがリスクを負わなくていいんじゃないかと思うんですね。

例えば、学校現場で子供がいるからとかと言って、もし万が一また何かあったりすると、また宮城県みたいに訴えられたりとかする可能性が高いような気もするので、お金をもう支払い終わっているんだったら売り払うとかのほうが、県としてはリスクを背負わないような気がするんですが、そういった南海トラフ地震のリスクとの兼ね合いとかというのを考えていらっしゃるか教えてください。

**尾野農林水産部長** 南海トラフの津波があると、もちろん影響のある場所であります。宿泊施設ということで、防災士も常駐させていまして、そして避難経路というのは徹底して

つくっております。上にたかひら展望公園という高い場所がありまして、そこに続く避難路の整備とかいうことも今いろいろ考えております。

その心配はもちろんあるんですけれども、おっしゃるように譲渡するのが1番いいんですが、何しろ施設が大きいということと、仮に譲渡を受けるという事業者があらわれても相当な投資をしないと使えないというようなこともあるって、譲渡もにらんではおりますけれども、実態としては非常に難しい面があるのかなとも思っております。

**河野委員** 民間事業者からの提案募集ということなんですが、これは国内の事業者に限ったことなのか、それとも今ご案内のとおり、東アジアの投資熱というのがまだまだ盛んということで、日本国内のさまざまな施設というか、土地建物等について、投資対象としての需要がまだあるという状況の中で、例えば、海外、中国、台湾、そういったところの資本の受け入れ、いわゆるそういったところへの売却ということも含めて検討されるのかお聞かせいただけますか。

**窪田漁業管理課長** 現在のところ国内の業者さんを考えております。というのも、やはり地元地区が、余りよくわからない業者が来たら、それは嫌だなというような考えもありましてですね、今の案としては国内の業者を考えております。

**河野委員** そこなんですけども、いわゆるマリンレジャーの需要というのは今潜在的にかなり出てきているということも、さまざまな媒体の中で聞く機会がふえているんですけども、都市住民のほうが非常に大きな需要があるということからすると、今回交通アクセスの向上が図られているわけですから、非常にそういったメリットのアピールができるんじゃないかなというふうには思うわけなんですが。

ただ、その辺で日本国内の事業者に限るという形でいいのかどうか。日本国内の、北海道も含めいろいろなレジャー施設の関連について言うと、中国資本がかなり入ってきているという現実の姿があると。日本国内でそういったレジャー施設の運営実績のあるようなところについて言えば、日本国内事業者に限るというふうな考え方をしないほうが、私は先ほど言ったように誰も手を挙げないじゃないかという心配をするよりはそちらのほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、お考えはないでしょうか。

**尾野農林水産部長** 少し検討したいと思います。募集のスキームを今考えている最中ですので、おっしゃることもよくわかりますので。ただ、日本国内も結構そうした施設の建て直しといいますか、経営再建をしっかりやっているような大きな事業者もたくさんありますので、まずはそういうところに脈があるのかというようなことを今やっておりまして、その上で海外もということも検討したいと思います。

**土居委員長** ほかございませんか。

[「なし」と言う者あり]

**土居委員長** 委員外議員の皆さん。

**森委員外議員** 事業概要2ページの中山間地域所得向上計画策定支援事業についてですけれども、定額500万円で3地区ということであるんですが、この計画策定に500万円ということで、これは成果品というのはどういう形になるのかというのと、この計画がなければ、下の既存の事業を組み合わせて中山間地域の所得向上ということの事業のようですが、今後、次年度以降も制度的にこういう形で利用しなければならないのか、その辺を少し教えてください。

**山本農村基盤整備課長** この事業の計画策定につきましては、市町村がつくる計画となつておりますて、市町村にこの補助金が行くものでございます。その市町村の旧市町村単位であつたり集落単位であつたり、その分の現状と課題を照らし合わせながら、今後のあるべき営農畜産等に向けてのいろんな課題、対応方針、例えばこういうふうな事業をやつたら、この地区は、この農山村は所得が向上するというような、全体的……（「所得向上の目標とか出てきておるかな」と言う者あり）この中山間地域所得向上計画策定支援事業は、ことしの国の補正で新たに出てきた制度でございまして、TPP対策等昨年もございましたけど、なかなか中山間地域に厚い配分というのがなかつた関係で、中山間地域に特定をした所得向上支援対策でございまして、いわゆる中山間の地域指定がある地域が対象で、政策目標といたしましては、販売額の10%以上を達成だとか、あと生産出荷コストの10%以上の低減だとか、そういうふうな目標の達成のために、この1地区500万円の計画費を使って、その地域の計画を達成する目標をつくるものでございます。

それと、後段に言われました今後の事業につきましては、今回28年度国の補正予算でこの対策が創設されました。国の情報で言うとまた来年度についてはちょっとまだ不透明なところございますので、来年度の国の予算状況の動向を注視しながら、そういうものがあれば積極的に活用してまいりたいと思っております。

**尾野農林水産部長** 中山間地が非常に多く、全国で第4位なわけなんですけれども、本県としては継続を要望しております。きょうの農業新聞を見ますと、自民党の部会からも中山間地の対策の継続といいますか、力を入れるというふうな提言がなされるというふうに聞いております。

**森委員外議員** ありがとうございます。実践的な計画ということで、今中山間地域においても、経営において規模拡大となるとやっぱり労働力のことがあるんですけども、規模拡大をしようと思っても労働力不足の問題が深刻化しているというのも、農家の方からはよく聞くことがあります。

実践的な計画の策定の中で、そういった今後の労働力不足対策等について、やっぱり市町村も真剣に考えなければならないけれども、県としてもその部分にきちんと対応しなければならないと思うんですけど、その点についてお聞かせください。

**山本農村基盤整備課長** 本計画は市町村でつくりますけれども、当然県の基盤部局、営農部局が一緒になって、当然JAさんとか土地改良区等も入ってこの計画を策定いたしますので、市町村と県が一体となってこの計画を策定いたします。

**茅野新規就農・経営体支援課長** 労働力不足につきましては、現場でそういった声が今大きくなっている現実があるというのは承知しております。

そうした中で、今年度からの労働力確保戦略センターということで、人材派遣業者を活用したような仕組みづくりというのも始めておりますし、また、来年度以降に向けて、季節雇用的にはなるんですけども、農福連携の中で障がい者の方の活用を考えていく、これにつきましては、昨年度でも延べ6千人以上の活用がされている実態もございます。それを現状においてはJAの選果場であつたりとかいうことが多いんですけども、これを個別農家まで広げるような仕組みづくりはできないかというふうに考えているところでございます。

それとまた、無料職業紹介機能というのが農協であつたり公社であつたりするんだけ

れども、特に農業農村振興公社のそういう機能は強化できないかというふうに考えておりますし、もちろん外国人の技能実習制度というのもございますが、これはあくまでも開発途上国の貢献と、技能実習という形をとっておりますけれども、現状におきましては、生産者の皆さん活用をかなりされていて、労働力確保につながっているというところはあります。今年度も700名以上の外国人実習が大分県で実施されているというふうな状況であります。そういうたまたまざまな取り組みを含めて総合的に、この労働力確保については解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

**森委員外議員** ありがとうございました。労働力不足対策、現場の声も、私、最近たくさんよく聞きますので、これについてはまた制度設計とか、外国人技能実習生についてはあくまで研修生ですので、そういう部分と、やっぱり労働力をいかに確保するかという部分については、私のテーマとしてこれからも考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**藤田委員外議員** 1点だけ確認をさせてください。2ページの8番の造林事業の、先ほど木付副委員長も質問されましたけれども、路網整備の220キロメートル、これ実際に事業者等の皆さんから来ている要望に対して、この220キロメートルで100%満たされるものなのか、もしくは、いや、まだ全部ではないよと言うのか、もしくはこれから希望者を募るのか、その点についてお願ひいたします。

**樋口森林整備室長** 路網整備につきましては、ここ3年間の実績を見ますと、要望額は毎年300から350キロメートル程度でございます。したがって、今回の補正予算によりまして、要望額は十分に満たすだけの予算規模は確保しておりますので、ご活用いただければと思います。

**藤田委員外議員** では、今出ている分については100%賄えるということでよろしいですか。

**樋口森林整備室長** 賄えます。

**土居委員長** そのほかないですか。

[「なし」と言う者あり]

**土居委員長** ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**土居委員長** ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**岡田水産振興課長** 資料の5ページをごらんください。水産研究施設等の見直しについてご説明いたします。

1の現状にありますとおり、水産研究施設は佐伯市上浦の水産研究部、豊後高田市呉崎の浅海チーム、宇佐市安心院の内水面チームの3カ所で、種苗生産施設は漁業公社の国東と上浦の2カ所となっております。

2の課題にありますとおり、このうち、水産研究部本館、内水面チーム本館、漁業公社

国東事業場はいずれも築後40年以上経過し、施設の更新等を検討すべき時期を迎えております。

また、（2）にありますように、試験研究等に求められるニーズも変化しております。ブリやヒラマサの完全養殖技術開発やクルマエビやカキ養殖等の疾病対策など、養殖関係のニーズは高度化・多様化しています。また、安心院の内水面チームには、県内各地の養殖業者から魚病指導などの要請が寄せられ、漁業公社に対しても生産者が要望する種苗のさらなる安定供給が求められています。

このため、県では、水産研究施設等総合検討委員会を設け、種苗生産施設を含めた今後のあり方の検討を始めたところです。検討に当たっては、生産者の要請にいかにして迅速かつ効率的に対応するかといった視点や、今後求められる研究機能はどのようなものかといった視点で、漁業関係者や市町村の意見も聞きながら議論を進めていきたいと考えております。

今後、平成29年度中方針決定に向けて議論を進めてまいりますが、議論の過程等も含め、委員の皆様へ報告すべき事項は逐次報告したいと考えています。また、方向性等についてご意見等がございましたら、いつでもお寄せいただきますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

**土居委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

**小嶋委員** 方向性は、意見があればとおっしゃっておりましたが、大体役所のほうで考えている方向性、特に施設が40年以上たって老朽化しています。これはもう方向性としては安直に言えば建てかえるしかないのかなという思い、そこに残すとすればですね。もしくは統廃合するとかいうことになるのか。基本的に考えられているところ、方向性があれば、今の段階でお聞かせいただければと思います。

**岡田水産振興課長** まだですね、白紙の状態で、予断を持って検討を進めるという段階ではありません。当然検討委員会の委員の皆さんのお意見を踏まえて、これから本当に生産者にとって最適な施設はどのようなものかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

**土居委員長** そのほかございませんか。

[「なし」と言う者あり]

**土居委員長** 委員外議員の皆さんはないですか。

[「なし」と言う者あり]

**土居委員長** ほかに質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

**近藤畜産振興課長** 委員会資料の6ページをお願いいたします。

高病原性鳥インフルエンザへの対応についてご報告いたします。

まず、1国内の発生状況でございます。

1月に入り全国的に野鳥等から確認されていましたが、11月28日に青森県のあひる農場、29日には新潟県の採卵鶏農場においても発生しました。さらに30日には、新潟県上越市の約23万羽の採卵鶏農場、12月2日には青森市の関連農場で2例目の発生が確認されました。

青森県では、処分した全てのあひるの埋却と飼料等の処理を終え、12月4日までに防

疫措置が終了しています。新潟県では合わせて55万羽の殺処分と埋却処理を終え、12月6日に防疫措置が終了しました。

2をごらんください。過去の本県における発生事例です。本県では平成16年に九重町の愛玩鶏、平成23年には大分市の採卵鶏農場で発生があったところです。

本年度は今のところ発生報告はありませんが、省内での発生リスクは非常に高まっています。このため3にありますとおり、発生及び蔓延防止対策を強化しているところです。

これまでに、家畜保健衛生所の職員が県内177カ所全ての家禽飼養農場を巡回し、防鳥ネットや野生動物の侵入経路、消毒施設等の確認と改善指導を実施しています。

また最新情報の提供とあわせ、飼養衛生管理基準の遵守や、異常鶏を発見した場合の早期通報についても、再度周知・徹底しているところです。今後、年末・年始を迎えるに際し万全の備えで臨めるよう、各部局の連絡や動員体制を再確認し、しっかりと対応してまいります。

以上で諸般の報告を終わります。

**土居委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

**河野委員** 鳥インフルエンザの対応について、実際に発生すると石灰等を含めたさまざまな資材の提供が行われるんですが、今のまだ瀬戸際でとめている段階で養鶏場等の入り口等のそういった防除措置について、県のほうからの支援というのは今何かあるんでしょうか。

**近藤畜産振興課長** 現時点での県の支援という点でございますけれども、現在はそれぞれの生産者の方々に対しまして、確実に情報の早期通報といいますか、連絡を行っております。これはもう野鳥等の発生も含めて毎日行っているといったような状況です。それ以外につきましては、それぞれ農場ごとに対しまして、設備の確認を行って適切な回収、処理などを行うような、そういった指導を行っているところです。

現在は消毒資材等の支援などは行っている段階ではありません。

**河野委員** 隣接県でそういった疑似患畜等が出た場合については、そういった資材提供というのは緊急にできるんでしょうか。

**近藤畜産振興課長** 隣接県での発生状況、それから接近状況と、そういったところを勘案しまして、そういう対応を検討することになろうというふうに思っております。

**土居委員長** そのほかございませんか。

[「なし」と言う者あり]

**土居委員長** 委員外議員の皆さんは何か。

**藤田委員外議員** 例えば早期に通報してもらえるようなインセンティブになるような農家への、例えば、殺処分をしたときの損失補填だとか、そういうような仕組みというのは何かあるんですかね。

**近藤畜産振興課長** 殺処分等に対する支援などにつきましては、家畜伝染病予防法で、そういう発生農場に対する手当金という形で支援ができる体制ができております。

**土居委員長** そのほかございませんか。

[「なし」と言う者あり]

**土居委員長** ほかに質疑もないようですので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**後藤委員** なかなか尾野部長にお会いできないので、お礼をと思いまして、農業者の労災保険、おかげさまで、聞くところによると100人近く入ったとかという話も聞くんですね。ああ、さすが尾野部長だなと、なかなか普通言っていても全く農協は聞かなかつたんですけど、広瀬知事、尾野部長が言うと、ああ、農協ってあんなに50年間ぐらいしなかつたものをやるんだなと思って僕はびっくりしているんですけど、そこで、何人ぐらい入ったかというのをもしわかれれば教えていただきたいというのと、それから、そういう人が今まで入りたかったけど入れなかつたのか、それも教えてもらいたいと、僕は何でこの問題しつこく聞くかというと、やっぱり農家の入って、今まで補助金だ何だくれと言うんですけど、やっぱり公的な保険等も入らないで、ちゃんと産業かどうかわからない、趣味かどうかわからない農業をしていてやっているような人に、なかなか補助金を出すとかというのは難しいと思うんですね。

今回心配になったのが、有機農業者とか有機農業の何とかとかいろいろ最近議論が出ているんだけど、僕はちょっと懐疑的なところがありまして、あんな趣味でやっているような人が多い家については、いや、本当悪いんですけど、そのちゃんとやる人はいいと思うんです。ただそういう趣味と、ちゃんと産業として農業をやろうという人との区別をどつかでつけないといけないので、そのところは今後進めてほしいというのもあるわけです。

というのも、突き詰めて言うと、最近ちょっとある人と話して、農業はブラック企業じゃないかと言う人も最近いるんですよ。もちろんそうなんんですけど、例えば——いやいや、そうなんです。ただ、うちは自慢するわけじゃないんですけど、人件費が高いのが農業法人なんですけど、時間外とか土日出勤とか、ああいうのに手当をつけるとえらい人件費が上がるんですけど、やっぱり確かに農業法人、ああいうのやっているところがないものですから、その辺をやっぱりきちんとやらないといけない、整備をやらないといけないというのもあってですね、本当にとにかくそういうことを言う人が、農業者は補助金漬けだから何とかという議論が最近多くて。

そういうことがやっぱりあるもんですから、その労災の問題を聞きたいのと、そういうた今後有機農業に限らずなんんですけど、趣味でやっているような人と産業でする人の境をどつかで区別しないといけないと思っているので、その辺もしお考えがあれば教えていただきたいというふうに思っています。

**安藤団体指導・金融課長** 労災保険についてご回答いたします。

加入につきましては、11月現在で74件あったということで伺っております。今まで加入しにくかったのではないかというご質問でございますけれども、これまで一部の事業所であった加入が、手続ができて、今回中央会を通じまして一手に大きく加入制度ができたということで、そうしたことでの加入の一助にはなっていると考えております。

**尾野農林水産部長** 有機農業、何度か今回の一般質問でも答弁を申し上げましたけれども、かなりマーケットとしてしっかりできてきてているなというふうに思っております。

もう具体名を出しますと、イオンのグループから有機の売り場をはっきりつくっているので、そこに周年で出してくれといったような声、阪神百貨店から出してくれといった声、ということではまずは流通をしっかり持てるような生産者じゃないとダメなので、趣味でやっているような有機農業のところに、我々はそういう手出しをするつもりは全くありませ

んので、そういう流通に乗せていく、ネットワーク化してやっていくというのを対象にしたいと思っています。

**河野委員** 大分市の公設中央卸売市場の中にある鮮魚の仲卸の組合長さんにお会いしたときに、もう既に県の担当者の方にお伝えしているんだけれども、冷蔵施設、いわゆる競りを行う場所等の環境が非常に老朽化というか、改善されていないというか、そういう形で扱う鮮魚の鮮度が非常に落ちること、そして、それが食中毒等の発生につながるんじゃないかなという心配をされているという話をいただきまして、これについては、もう既に振興局等を通じて施設の改善についてさまざまな要望を差し上げているというふうに聞いておるんですが、具体化する方向性みたいなものがあれば教えていただきたいんですが。

**後藤おおいたブランド推進課長** 大分市の中央卸売市場は来年開設40年を迎えるような状況になっておりますけれども、今回、ことし第10次の卸売市場整備計画を策定したところで、そういった施設の老朽化等々の話が来ておりますが、今大分市のはうとそういった協議をまだ進めているところで、具体的な改修とか計画はまだ市のはうからも上がってきていよいよ状況でございます。

**河野委員** わかりました。その辺については、またいろんな状況が変化したときにはご報告いただきたいということでお願いいたします。

**御手洗委員** 先般の委員会でお願いした、きょうは鳥獣被害の担当者においていただきしておりますので、どういう対策を行っているのか、依然として鳥獣被害はなくならない中で多額な予算を使っており、今回もまた補正に計上されているということなんですが、まずはちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

**藤本森との共生推進室長** きょう広域普及員も来ておりますけれども、広域普及員の指導内容といたしましては、やはり野生鳥獣を集落に寄せつけない環境をつくる集落環境対策、農地を効果的に防護柵で囲う予防対策、それから適切な捕獲を行う捕獲対策、この3つに総合的に取り組むということで、集落等への研修会や現地指導を行っております。

具体的には、集落環境対策では、放任果樹の伐採や野生鳥獣の隠れ家になっている耕作放棄地の刈り払い等の指導、それから予防対策では、やはり防護柵はイノシシ、鹿はどちらかというと潜りますので、地際の補強をしっかりやるような重点的な指導、それから、捕獲対策では箱わなや囲いわなの設置場所とか、餌づけ、管理方法等の指導をしております。普及員が実施した今年度の11月までの研修会は計25回開催して、延べ1,136名が参加しております。

実際、今取り組んでおります重点集落は県内に61集落ありますけれども、27年度末現在で39集落が被害ゼロを達成し、少しずつ普及指導の成果も上がってきています。広域普及員2名、一生懸命県内飛び回って頑張っておりますけれども、2名で全て解決できるとは思っておりませんので、振興局、市町村、連携して被害を減らしていく取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

**御手洗委員** やはりもう何年も前からこの鳥獣被害は減っていない状況が続いている。大きな対策予算を計上しながら、今回も先ほど言いましたようにネットですかね。このネットは市の所有ですか、県の所有ですか、ちょっと聞きます。

**藤本森との共生推進室長** 防護柵につきましては、資材費の定額補助をしておりますので、市町村のはうで所有しております。

**御手洗委員** 個人でもらったということにならんのですよね。ですから、市の所有ということなので、何度も言いますけれども、被害がゼロになったということは集落を全部ネットで張ったということで、だから被害がないということですから。その考え方からいくと、大分県の農地は全部ネットで張らないけないということになるわけですから、その鳥獣も食を求めて移動するんです。

ですから、そういうことではなくて、やはりこの程度は仕方がないよねと言えるようなところまで頭数を減らさないと、これはずっと高齢社会の中で、農家の数も高齢になって、耕作放棄地にも今でもネットがいっぱい張られている。

そういうところが続いていくわけですから、対策を講じていくためにはどうしたらいいかというと、鳥獣をとるための免許は税が必要なんですね。自分で税を払って免許を取って狩猟する、こういうことになっている。自分の土地に被害が出ているにもかかわらず、これに違反すると罰せられる。こういうことになっているんですね。

ですから、狩猟目的で県が、行政がやるのであれば、県有地、あるいは国有地にネットを張って狩猟をやればいいわけあって、今そこでは狩猟ではなく、被害が出ている鳥獣を駆除してくれと言っているわけですから、別問題であって、やはり早急にその対策を講じる。

要するに、幾ら対策を講じても被害が減っていない。被害ゼロの集落があるよと言うけど、そこはネットを張ったところだけ。県下全域の農地にネットを張れば、被害は確かになくなるでしょう。となると、鳥獣は市街地に出てくるわけですから。

その対策を部長、しっかりと取り組んでいかないと、こういう問題はふえても減ってこない。なおかつ今、集落が消滅していく状況になっている中で、早く対策を講じる必要があると思いますけど、いかがですかね。

**尾野農林水産部長** 非常に大事な課題というふうに受けとめております。本当の話を言いますと、どこまでやるのかというぐらい努力をしていると思っています。鹿とイノシシを7万5千頭とっていますけれども、これ多分日本一で、被害届が出ていないものもあるとは思いますけれども、正式なものだけで比べると、大分県の被害額というのは非常に少ないほうであります。努力はしているつもりなんですけれども、依然として被害があるというのは事実であります。

猟友会の協力というのもあって、相當に県の振興局単位で言うと実際、県内の佐伯の鹿の被害というのは1番の減り方です。地域ぐるみのこうした取り組みは、少なくとも捕獲頭数を減らすという意味では鹿には効果が出ておると思っています。

むしろイノシシの被害がなかなか防げないということであります。イノシシはこれもはつきり言って、生物学的に幾らとっても全体の頭数を減らすというのは不可能に近いと思っております。実際国に対して、こういう捕獲、予防というやり方では追いつかないということを我々申し上げています。はつきり言って、山の中にはほかの生態系に影響を及ぼさないような薬物さえ検討してもらいたいということまで言っております。

いずれにしましても、今はおっしゃるとおりで、捕獲と予防をお金をかけてやっていくしかないというのが現状ではありますけれども、もう1つ、狩猟者の確保というのは、これまで5千人いる狩猟者の方が、このままでどんどん減っていきます。それで、免許を取る、更新するこの手数料について、全部減免する方向で今考えております。狩猟税につ

きましても、農業者側の獵のそういう税措置を講じるという場合には狩猟税の免除、これも今検討しております。

以上であります、いずれにしてもしっかりとります。

**御手洗委員** 1点。狩猟も期限付きで届け出で狩猟ができるぐらいの踏み込んだ対策を講じていただきたいなというふうに思います。講習を受けければいいよとかいう形で、免許じゃなくて届け出ぐらいで。わなの数も今制限されているんですよね。だから撤廃をして、できる人からやってもらうということと、もう1点、地区に縄張りがあるんですね、言い方は悪いんですけども、獵友会の縄張りがあるんです。佐伯市ですから佐伯市の人には、大野郡には駆除で行けないんですよ。ですから、その縄張りを県下全域に外して、佐伯から中津に、中津から日田に行けるようにする。そして狩猟できる人からやってもらうぐらいの対策を講じていただければ、捕獲は進んでいくだろうというふうに思います。

獵友会の皆さんには、やはり縄張りの中でとりたいという気持ちはあると思う。他地区の人が来ないですから。そうではなくて、やはり県下全域の縄張りを外して、どこでもとれる、狩猟と同じような感じでいつでも駆除ができるという形でぜひ進めていただきたいなというふうに思いますし、狩猟は、銃は別ですけども、わなは届け出くらいでやっていただければ被害は激減するんじゃないかなというふうに思いますが、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

**土居委員長** 要望でよろしいですね。

[「はい」と言う者あり]

**佐々木委員** さっき部長さんが有機栽培について、大手スーパーやそういうところが窓口を設けて周年出荷してほしいという、そういう対応をしておるという話がありましたが、要するに流通コストをカットして高価格で売れる状態というふうに理解をしたんですが、そういうことでいいですかね。

**尾野農林水産部長** 流通もですね、今は本当の有機農業者と消費者の間で1対1みたいな流通が多いんですけど、こうした量販店については、直接納入ができると1番いいですが、どうしても1つの農家、1つの企業体の収量ではまとまらないので、ある程度こうしたものを集積するような仲卸的な仕事をする部分が今はないと、まとまりづけて量販店には納入できていないという状況だと思います。

**佐々木委員** 一般的のスーパーや販売店の場合は、市場をそれぞれ小売りも含めて通しますね。でも今いきなりスーパーに、窓口はあっても流通コストを大幅に削減できるのかなと。そういう意味では高価格で取引ができるのかなと、こう思っております。

もう1つは、生産加工品、豊後高田で言えばクローバー食品、産地のものを直接クローバーに預かって、クローバーはイオンや大手スーパーにもう販路を持っているんですね。そして、根物が多いんですけど、一般的の商品の場合は、選別やそれぞの過程でロスが出るんですね。商品にならない商品が出る。スーパーに、加工工場に持つていけば全商品を受けとってくれるんですね。これをうまく利用すると、産地は生産したやつに大中小全部受けとてくれるんでロスがなくってよく、産地は青刈りをしていただいて、もう自分たちは収穫しなくていいという。

だから、収穫に大きな労働力を要する、加工による労働力を要する、そういうことを考えると、青刈りも加工工場に持っていくのも非常に選別コストや無駄なコストやロスがな

いんでね、そして販路が確保できているんで、実際、クローバー食品でも自分たちの要求するものが手に入らない。そういう意味では振興局や出先を通して産地づくりをしっかりとやって、もうかる農業につなげていただけたらいいなという、これは一般質問でもやっていますけれども、要望でお願いしたいと思います。

**土居委員長** 要望でよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

**土居委員長** そういうことですからよろしくお願ひします。

そのほかですか。

[「なし」と言う者あり]

**土居委員長** では私から、まず鳥獣被害の話に戻りますけれども、豊肥地区の強化集落、昨年度は多分17集落ぐらいだったと思うんです。今年度、どれぐらい集落の指定ができるのかお伺いするのと、一般質問で普及指導員の皆さんの方をもっと借りましょうよというような質問をしました。来年度に向けて、その辺どのような検討をしているのかお伺いします。

**藤本森との共生推進室長** 今年度、予防強化集落につきましては、県下全域85集落の指定を目指しております。そのうち、やはり豊肥地区はイノシシ等の被害が大きいので、50集落指定を目指に取り組んでおるところで、今それに向けて頑張っております。

それから、普及員の活動強化につきましては、それぞれ振興局において農業指導普及員、この方たちの普及計画の中にも鳥獣対策を入れてもらうようにしております。協力をしながらやっていくということと、今の広域普及員2名につきましても、さらに環境省等の研修を受けて、専門的知見を有する職員としてグレードアップするような形で指導していきたいというふうに思います。

**土居委員長** ではよろしくお願ひします。それからもう1点、きのう佐伯の市民の方から、佐伯の水ノ子灯台近辺はまき餌禁止区域になっているにもかかわらず、一般の釣り人がまいってしまうと。漁業関係者は悲鳴を上げているので取り締まりの強化をしてくださいという声をいただいたんですが、これはどうでしょうか。

**窪田漁業管理課長** 水ノ子灯台周辺につきましては、大分県漁業調整規則でまき餌釣りを禁止しております。県の取締船が3隻ありますし、水ノ子灯台方面に行ったときは、そこで常に釣り人を見るようにしておりますし、場合によっては指導したりしております。取締船がいくと、どうしてもまき餌はしていないんですが、まき餌をしたような跡はあるということで、かなり重点的にはやっていますが、そういった声はまだまだ聞いております。これからもまた取締船のほうでその辺は指導していきたいと思っております。

**土居委員長** ありがとうございます。また、その対策も別の方法はないのかも検討してお願いします。

そのほかですか。

[「なし」と言う者あり]

**土居委員長** ほかに質疑もないようですので、以上で農林水産部関係の審査を終わります。執行部及び委員外議員の皆様はお疲れさまでした。

[農林水産部、委員外議員退室]

**土居委員長** それでは、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**土居委員長** ご異議がないので、所定の手続をとることといたします。

この際、ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**土居委員長** 私のほうから1点、それぞれの委員会ではですね、参考人制度を活用して、参考人を呼んで現場の皆さんなどからいろいろお話を聞いています。当委員会でもそういう制度も活用しながら、今度の第1回定例会か何かでですね、現地の皆さんのお話を聞く必要があるのであれば、私もしくは事務局のほうまで声をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

**御手洗委員** 僕が今言ったように、鳥獣被害ゼロということは、ネットを張ってしまうということです。大分県の農地に全部ネットを張ってしまうという考えですから。ですから、ネットを張ったところには鳥は行くけどイノシシや鹿は行きにくい。けど、今まで被害のないところに移動するわけですから。それを県外に押し出せばいいけど、そうはいかない。

ですから、あの考えは聞こえはいいけど、農家は大変。（「そのとおりです」、「数をいかに減らしていくか」と言う者あり）国の施策で、雌をとっちゃいけんとかやったんですから。

**土居委員長** それは求めていきます。

それでは、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。